

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 令和2年4月～
 - ・育児休業期間中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項等について明記した書面を、育児休業取得者に交付する。
 - ・育児休業取得者に対し雇用保険法に基づく育児休業給付についての説明を実施する。
- なお、実施時期については、産前休暇に入る前までに行う。

(安心して産休・育休に専念できるよう配慮する)

- ・育児休業期間中に発生する会社立替え分の費用の支払についての緩和を目指す。(現行の毎月支払いから2ヵ月分払いまたは復職時払い等の希望に応じた支払い制度の多様化の実施)
- ・育児休業期間中の情報提供として社内報の送付を行う。

※目標1及び対策については、前回同様一定の評価が確認できたため、継続し行う。

目標2：男性社員の配偶者出産休暇の取得を推進する。

<対策>

- 令和2年4月～
 - ・出生届を提出した男性社員に対して、個別に配偶者出産休暇(特別休暇)等の説明を行い、子育て目的の休暇の取得促進を行う。
 - また、併せて管理職へも情報提供し当該休暇が取得しやすい環境の整備を図る。
- 令和2年4月～6月・就業規則の改定(取得日数及び取得期間の見直し)を行い、再度社員への周知を図る。

目標3：育児短時間勤務制度を利用した場合の減額措置の対応について、「育児・介護休業に関する規程」の改定を検討する。

<対策>

- 令和2年4月～6月・2017年1月から暫定運用で行っている育児短時間勤務制度を利用した場合の勤務配慮措置(減給しない)について、利用者数の把握及びヒヤリングを行う。
- 令和2年7月～9月・上記ヒヤリング等を踏まえ、「育児・介護休業に関する規程」の改定の有無を検討し、社内周知等の対応を図る。